

◆ 広告を載せませんか

納税通知書用封筒の掲載広告募集

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9614 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp

【対象者】 民間事業者・公共的団体

【募集する封筒の種類と広告掲載料】

名称	送付先	発送時期	発送数(予定)	広告掲載料
市民税・県民税納税通知書用封筒	市民税・県民税の納税者のうち、普通徴収による納税者	2020(令和2)年6月中旬	約20,000通	20,000円
軽自動車税納税通知書用封筒	軽自動車税の納税者	2020(令和2)年5月上旬	約30,000通	30,000円
固定資産税納税通知書用封筒	固定資産税の納税者	2020(令和2)年4月上旬	約50,000通	50,000円

※この発送時期以降、約1年の間に随時発送することがあります。

※発送予定数を超えた場合、広告掲載のない納税通知書用封筒を送付することがあります。

【掲載箇所】 封筒の裏面

【募集枠】 各封筒につき1枠

【広告の規格】 大きさは縦70mm×横80mm、色は黒一色、広告主の名称と連絡先を明記したもの。なお、原稿はeps形式の電子データにより作成してください。

【申込方法】 申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次の資料を添付して課税課へ持参してください。
○広告の原稿を紙に印刷したもの、またはその形状と内容を示す書類

- 事業者の事業の概要がわかる書類
- 広告事業についての許認可証の写し

※郵送・ファックス・Eメールなどでは提出できません。なお、申込書は課税課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

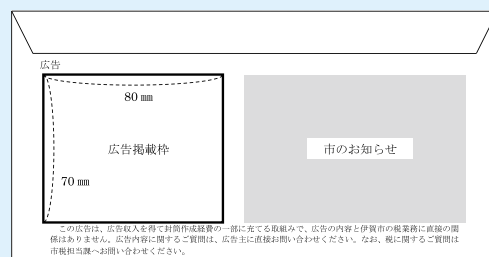
【申込期間】 11月1日(金)～15日(金)

【掲載の決定方法】 広告内容の審査の後、市内に本店、支店、営業所などがある対象者を優先し、抽選により決定します。

※詳しくは、「伊賀市納税通知書用封筒広告掲載募集要項」をご確認ください。

※事業者の業種などにより広告を掲載できない場合があります。

広告掲載イメージ



◆「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

◆「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」送付時期

- 平成31年1月1日から令和元年10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人：11月上旬
- 令和元年10月2日から12月31日までの間に、

国民年金保険料を今年初めて納付した人：令和2年2月上旬

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会は、ねんきん加入者ダイヤルにお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
- 津年金事務所国民年金課 ☎ 059-228-9112

◆ 公立保育所（園）で働きませんか

臨時保育士・臨時看護師募集

【問い合わせ】 保育幼稚園課 ☎ 22-9655 FAX 22-9646 ✉ hoyou@city.iga.lg.jp

【募集人数】

それぞれ若干名

【応募資格】

- 臨時保育士：保育士資格を持っている人
- 臨時看護師：看護師免許を持っている人

【勤務時間】

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（臨時保育士は早出・遅出あり）

【勤務場所】

市内の公立保育所（園）

【賃金】

- 臨時保育士（常勤）：9,160 円／日
- 臨時看護師（正看）：9,535 円／日
- 臨時看護師（准看）：7,985 円／日

【提出書類】

履歴書、それぞれの資格証または免許証の写し

【応募方法】

まずは電話でお問い合わせください。

【選考方法】 面接試験

※面接の日程は応募連絡時に調整します。

【応募期限】

12 月 27 日（金）

【応募先】

保育幼稚園課

* 保育補助員も同時に募集しています。保育士資格を持っていない人でもご応募いただけますので、詳しくはお問い合わせください。

パブリックコメント（ご意見）募集

伊賀市文化振興条例（案）

市民や地域、行政、事業者、公益文化団体が、主体的に文化芸術振興に取り組むことで、誰もが文化芸術に親しむ「文化権」を享受でき、「ひと」を育み、「まち」を育むことをめざして、「伊賀市文化振興条例」を制定します。

制定にあたり、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧場所】

- 文化交流課（芭蕉翁記念館内）
- 各支所振興課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・件名・ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記入の上、提出してください。

※提出いただいたご意見などは条例制定の検討資料とし、市の意見と併せて市ホームページで公表します。

※個別の回答はしません。

※いただいたご意見は返却しません。

【募集期間】

10 月 16 日（水）～ 11 月 5 日（火） 午後 5 時必着



【提出先・問い合わせ】

〒 518-0873 上野丸之内 117 番地の 13

芭蕉翁記念館内 文化交流課

☎ 22-9621 FAX 22-9619

✉ bunka@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。
（土・日曜日、祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）